破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５５号
新潟市西区小針５丁目23番19号、前住所新潟市西区真砂４丁目７番31号コーポ・みのるＢ１－２
債務者　岩崎　文枝
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５号
奈良県大和高田市礒野町９番22号
債務者　公文　洋一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３４号
函館市鍛治２丁目17番28号
債務者　高島　　妙
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
岐阜県安八郡神戸町大字北一色248番地の２雇用促進住宅１棟206号室
債務者　柘植　乙霞
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１０２１号
大阪市平野区平野市町１丁目１の17、住民票上の住所大阪市平野区平野市町１丁目１番16号
債務者　河野　卓司
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５６号
大阪市天王寺区勝山１丁目７番１号　ハイケンスライフ井上402号
債務者　東出真理子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２０号
大阪府高槻市川西町１丁目14番６号
債務者　尾関　康子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２１号
大阪府高槻市川西町１丁目14番６号
債務者　嶋崎　暁久
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８７６号
大阪市東住吉区杭全６丁目12番13号　シャーメゾン白鷺803号
債務者　岩田　正法
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４２号
大阪市阿倍野区阪南町５丁目12番24号　南さくら園510号
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６０号
大阪府守口市梶町３丁目41番21号
債務者　長　妃呂子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１８９号
大阪府寝屋川市高柳栄町７番13号
債務者　金井　文明
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２８号
大阪市城東区中央１丁目８番20号　シャトー松阪506号
債務者　小林幸一こと　尹　　幸一
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４４号
大阪府枚方市渚西１丁目７番21―203号、前住所大阪府枚方市渚栄町39番１―206号
債務者　柴田　偉夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４６号
大阪府茨木市新堂２丁目３番30号　モナミ新堂310号
債務者　桂田　典子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０４号
大阪府枚方市楠葉美咲１丁目15番８―12号
債務者　花瀟美智子
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５４号
大阪市港区田中２丁目12番22―313号
債務者　三宅津留男
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部